

## 医学部の不適切な合否判定について

公益社団法人日本女医会 会長 前田佳子

医学部の不適切な合否判定に関して複数の大学が会見を行った。これまでに性差別を明らかにしたのは東京医科大学と順天堂大学であり、その他は現役、地域枠、同窓生の子女に対する優遇措置である。興味深いのは、どの大学も一様に「不正とは思っていなかった」と答えていることである。確かに文部科学省の最初の調査ではすべての大学が不正を否定していたのであるから、当然と言えば当然であるが。

歴史を紐解けば、日本のみならず世界においても女性が教育を受ける権利が認められていなかった時代がある。1800年代に入ると欧米で女性に対する教育の重要性が認識され、高等教育に対する門戸が開かれている。日本においては1900年代に入ると現お茶の水女子大学をはじめ、多くの女子大学の前身が作られ、東京女医学校（現東京女子医科大学）が設立されたのも1900年である。1913年には東北帝国大学（現東北大学）が帝国大学として初の女子学生を入学させている。現在日本は日本国憲法第26条第1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」としている。さらに多数国間条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」の第10条において、一般教育および職業教育の男女同一課程の保証や奨学金を得る機会均等を明記、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」の第13条の教育の権利において、義務的かつ無償の初等教育と、漸進的無償化の導入により全ての者に対して中等教育、高等教育を受ける機会均等が明記されている。

しかし順天堂大学は、第三者委員会から指摘を受けるまで「女子受験生に対する減点は適正で、女子の高コミュニケーション能力に対する補正と考えていた。」と述べている。これが事実であるとするれば、属性によるアンコンシャス・バイアスから試験の評価まで操作されてしまうということである。「医学部の常識」は「社会の非常識」であり「世界の非常識」でもあるということだろう。

順天堂大学は12月10日に記者会見を行った。奇しくも「世界人権宣言70周年」の日であった。今回の会見で2017年と2018年の2次試験で不合格となった48人（うち47人が女子）を追加合格にすると発表し、東京医科大学の44人追加合格に追従する形となった。不適切に不合格となっていた受験生の心情を考えると、くれぐれも入学の意向を確認したのちに足切りをすることがないように願っている。

(2018/12/11)